

○防衛省告示第四百十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定に基づき、平成五年総理府告示第十九号（三沢対地訓練水域に係る漁船の操業を制限し、又は禁止する条件の特例を定めた件）の一部を次のように改正したので、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、告示する。

令和五年八月一日

防衛大臣 浜田 靖一

本文中「平成二十五年九月一日から同月三十日までの間」を「令和五年九月一日から同月三十日までの間」に、「平成二十六年から平成三十四年まで」を「令和六年から令和十四年まで」に、「平成三十五年四月一日から同年八月三十一日までの間」を「令和十五年四月一日から同年八月三十一日までの間」に改める。